

の母体、②地域内全住民サービスをする組織、③内科医らによる適正医療の提供、④公平な評価をする組織、⑤ヘルスマンパワーの養成、訓練、⑥地域内資源の経済的利用をうながす組織であること、等である。

保健公社は、地方組織であって、保健施設の開設者や医師らによって構成される。診療報酬は、出来高払いプラス俸給制の混合的な方式で支払われるものである。すべての内科医はいずれか一つの保健公社と契約することがのぞましい。グループ・プラクティスとの連けいは大いにのぞむところである。

保健サービスの給付

保険者の憲法上の地位

本稿は、公法人である社会保険の保険者が基本法に規定する基本権を享有しうる法律上の能力について、Ruhr-Universitat Bochum・

AMERIPLANは現在ある公的ならびに私的な給付を包含し、しかもメデケア・メデケイドなどは吸収していくものであり、次の三つの給付を用意する。①健康保持・難病対策のための給付：財政連邦負担、低所得・貧困者対象、②基準給付：前払い制度・私的保険からの支払い、内科医サービスと急性患者への病院サービス中心、③付加給付：追加支払・追加負担者への特別給付。

The Perloff Committee, *hospitals*, Vol. 44, No. 24, Dec. 1970, pp. 39-52.

(前田信雄 国立公衆衛生院)



(西ドイツ)

Friedrich Emil Schnappが論じたものである。以下、その概要を紹介する。

社会保険の保険者が憲法の構造の中においていかなる地位を占めるかの問題は、三つの異なる局面に關係する。まず第1に、社会保険の保険者が、単に法律上 gesetzlich だけでなく、憲法上 verfassungsrechtlich の保証をも、その自治権 Selbstverwaltungsrecht に関して主張できるか否かの問題がある。さらに、基本法 GG 第87条第2項（管轄区域が1ラントの領域外におよぶ社会保険の保険者は、連邦直属の公法上の団体として運営される）から発する問題、すなわち、憲法レベルにおける社会保険の保険者の組織法上の地位にかかる問題がある。ここでは、基本法の基本権の規定にもとづいて、社会保険の保険者が国に対して憲法上の地位を有するか否か、またいかなる程度で有するか、を検討する。

この問題は、一般に公法人への基本権の適用というより広い問題領域に属することになる。公法人が基本権の保護を受けるか否か、またいかなる範囲で受けるか、従来から議論されてきた。この問題に関しては、学説は肯定するものが多い。しかし、連邦憲法裁判所 B Verf G は、あるラント保険事務所 Land-

esversicherungsanstalt の憲法訴訟に対して否定的な判決を下し、公法人が基本権を主張することを否定した（連邦憲法裁判所判例集第21巻、362頁以下）。この問題はたんに学問上ののみならず、実務的にも重要な意義をもつものであるから、論じる意味がある。

I

公法人——従って社会保険の保険者も含まれる——の基本権の享有能力に関する問題に対する憲法上の出発点は、基本法第19条第3項である。この規定によると、基本権は、その本質上適用されうる限り、内国法人にも適用される。この規定の解釈にあたって、ここに提出されている問題にとっては、とりわけ、「その本質上適用されうる限り」という段が重要である。まず、基本権の適用が非自然人についても考えられるか否かが問わなければならぬ。その元來の概念に従えば、基本権は「その本質上」国家権力に対する個人の防衛権 *Abwehrrecht* である。この考えによれば、公法人はいかなる場合にも基本権を引き合いに出すことはできないであろう。し

かしながら、これはおかしいのであって、基本法第19条第3項は、基本権は「その本質上」私法人および公法人に対して一般的に適用されうるということを、原則として積極的に規定したものである。

基本権は、その元來の概念からすると、市民に対して自由を賦与し、国家権力から彼を守るべきものである。しかし、今や、基本権は、古典的な意味において専ら個人に対して与えられているものではなくて、法人も国に対して同様の緊張・衝突関係 *Spannungs- und Konfliktlage* にあるのであって、個人と同様に基本権の保護が必要とされるのである。この様な思想を根底において、基本法第19条第3項は、法人の基本権享有能力を規定しているのである。

II

公権力の担い手たる法人は、憲法の基本権の規定にもとづく権利を享有することはできないという、連邦憲法裁判所の見解は、まず第一に、古典的な基本権概念に拠っているということができる。その見解の背景には、さ

らに、いわゆる *Durchgriffstheorie* および國家と国家の下位にある団体との関係に関する原理の理解が横たわっている。以下、個別的に検討してみることにする。

1. 法人の基本権の侵害が問題になる場合、基本法第19条第3項の規定が鍵になる。この規定が保障する基本権の保護は、それを構成する個人の集合としての法人ではなく、法人そのものに与えられるべきである。何故ならば、法人はそれ自体権利を有し、国に対する法律関係を有し、国に対して個人と同様に従属的・衝突的関係 *Abhängigkeits- und Konfliktverhältnis* に立ちうるものだからである。

2. 基本法第19条第3項の解釈の論拠として、連邦憲法裁判所は、国家の公権力の総体の内部においては、基本権など存しないといいう考え方を探っている。公法人が公権力の担い手として活動する限り、基本権の規定をそれに対して作用させることは否定されるべきであると考えている。人間および市民が基本権の元來の所持人であって、公法人は単に統一的な国家権力の特殊な現象形式として現わ

れるのであって、国家が同時に基本権の名宛人（義務者）であり権力者ではあり得ない、という考えなのである。しかし、これは問題の置き換えであって、公法人が公権力に従属する局面においては、やはり基本権を要求することができると考えるべきである。

3. 憲法レベルにおける権限争議 *Kompetenzkonflikt* の裁判の可能性が閉じられている社会保障の保険者が、国家に対して基本権の保護の下におかれないので何故であるかも吟味されなければならない。

4. 略

5. 基本法第19条第4項（ある人が、公権力によってその権利を侵害されたときは、出訴の道が開かれる）を法人の基本権享有能力に関して類推適用すること、に反対する諸説は、認めることができない。

III

結論的なことを述べると次のようになる。

1. まず、基本法の中に含まれている基本権のうちのどれが、個別的には、「その本質上」法人に適用を見るのか、が問われなけれ

ばならない。基本権の担い手として自然人を前提としている場合は問題にならない。しかし、その範囲はあまりに狭くされてはならない。このことは、基本法第2条第1項（各人は、他人の権利を侵害せず、かつ、憲法的秩序また道徳律に反しない限り、その人格の自由な発展を目的とする権利を有する）の基本権についても妥当する。ここでは個々の基本権にまで立ち入る必要はない。原則のみ示せば十分であろう。

2. 次に、公権力の担い手に対する基本権の適用は、それが、個々の基本権を作用させるような国家に対する緊張的・従属的関係に立っていることを前提とする。このことは、公法人が国家に対して独立の権利主体として、相い対している場合にのみ言えることであって、それが国の官庁組織の最下級のもの、すなわち準官庁 *Quasi-Staatsbehörde* である場合にはそうではない。後者の例としては、社会保障の保険者がもはや社会保障を扱うのではなくて委任事務を行なうような場合がある。

3. 最後に総括的に言えば、公法人——従

って社会保障の保険者も——は、その公権力の担い手たる特性において、原則として基本権の保護を受ける。その前提としては、それが国家に対して独立の権利主体として相い対していること、従って基本権を享有しうる従属性があること、また問題になっている基本権がその性質上非自然人にも許容されうること、が必要である。

資料 Dr. Friedrich Emil Schnapp, Die Stellung der Sozialversicherungsträger in der Vervassungsordnung, *Soziale Sicherheit* (*Zeitschrift für Sozialpolitik*), Juni 1970, Seiten 199-203.

(伊達隆英 健保連)